

# 山陽小野田市農業委員会

## 第3回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月13日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

|         |     |         |
|---------|-----|---------|
| 会 長     | 1   | 田 尾 光 一 |
| 会長職務代理者 | 1 4 | 五十嵐 奨   |
| 委 員     | 2   | 二 井 一 夫 |
|         | 3   | 藤 井 豊   |
|         | 4   | 森 田 祐 三 |
|         | 5   | 田 中 覺   |
|         | 6   | 相 本 まゆみ |
|         | 7   | 中 島 由紀子 |
|         | 8   | 緒 方 始   |
|         | 9   | 藤 田 勲   |
|         | 1 0 | 池 田 直 美 |
|         | 1 1 | 辻 村 勝 好 |
|         | 1 2 | 村 上 雅 彦 |
|         | 1 3 | 國 吉 彰   |

4. 欠席委員 なし

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 7 号 農地法第3条 権利の移動

議案第 8 号 農地法第4条 転用

議案第 9 号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 10号 現況証明願い

報告第 2 号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 3 号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 4 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 11号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について(照会)

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

## 7. 議会の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 議長        | <p>定刻になりましたので、只今より第3回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は4番森田委員と5番田中委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 局次長       | <p>今月の農地法第3条の許可申請は2件です。</p> <p>議案第7号番号5について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する農用地区域内農地です。</p> <p>申請内容は下表のとおりです。</p> <p>公図は3ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>  |
| 議長<br>11番 | <p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>9月5日に事務局2名と藤田委員、私の4名で現地確認をしました。</p> <p>周辺の状況は、■■■■の西側の■■■■にあり、周辺には耕作している農地はありませんでした。</p> <p>申請地の登記地目は田ですが、現状は畑地となっており、果樹耕作中でした。</p> <p>譲渡人は後継者がおらず、維持管理も困難なため譲り渡すとのことでした。</p> <p>譲受人は、1.7haを耕作中で、農業機械も揃っており、経営規模拡大のため、譲り受けるそうです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長        | <p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号5に賛成の方の挙手を求めます。</p>   |

(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号6について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第7号番号6について議案書をもとに説明いたします。  
4ページをご覧ください。  
申請地は、                    から      へ約      kmに位置する農用地区域内農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は5ページをご覧ください。  
本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
9番 現地の報告をさせていただきます。  
申請地の周辺の状況は、両隣が水稻耕作中でした。北側に水路があり、南側が道路となっていました。  
申請地の状況は、現在水稻耕作中でした。  
譲渡人は高齢かつ遠方に居住しており、維持管理が困難なことから、譲渡するとのことでした。  
譲受人は23haを耕作中で、農業機械も揃っていることから耕作可能であると思います。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無ければ私から質問ですが、真ん中を畦畔で仕切っているのですか。

局次長 畦畔があります。

議長 わかりました。  
他に無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第7号番号6に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

局次長 事務局の説明を求めます。  
今月の農地法第4条の許可申請は1件です。  
議案第8号番号1について議案書をもとに説明いたします。  
7ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第3種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。

公図は8ページ、土地利用図は9ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、申請地は約30年前に耕作をやめ、その後、農地転用の手続きを経ずに造成されており、今後は農地法を遵守する旨を記載した顛末書が提出されております。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、住宅地の一角で、南側及び東側が道路、北と西が住宅となっています。

申請地の状況は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、雑種地となっています。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては、公共下水で処理します。

埋立法面の処理は何も行いません。

申請地への進入路の位置は、図面の南側からです。

周辺に農地はありませんので、水利及び進入路の影響はありません。

境界については、既設構造物で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第8号番号1に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

議案第9号番号10と11は関連しますので、一括して説明します。

11ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は11ページと16ページの下表のとおりです。

公図は 12 ページと 17 ページ、土地利用図は 13 ページから 15 ページ、18 ページから 20 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長  
9 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、すべて住宅地となっています。

申請地の状況は、北側半分が進入路と車庫、倉庫となっています。

雨水処理に関しては、西側道路の水路に排水します。

汚水に関しては、発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面西側からです。

周辺に農地はありません。

境界に関しては既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 9 号番号 10 及び番号 11 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 12 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 9 号番号 12 について議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長  
1 1 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

申請地は■■■■海岸から■■■■に■■■■km程の場所にあります。

周辺は水田地帯となっています。

その中に資材置場を設置するものです。

申請地は保全管理中の休耕田となっています。

道路から 1mほど低いので、道路との高低差を 30 cm程度まで埋める  
そうです。その際、周辺は水田となっているため、畦畔から 1m 程度離  
してから埋立を行い、法面の処理は土羽にするそうです。

雨水処理は、農業用水路に排水します。

汚水は発生しません。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 9 号番号 12 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 13 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 9 号番号 13 について議案書をもとに説明いたします。

24 ページをご覧ください。

申請地は、                    から■へ          kmに位置する都市計画法に定めら  
れた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 25 ページ、土地利用図は 26 ペ  
ージから 28 ページです。

申請地は、昭和 45 年に申請者の父親が自己用住宅を建設するために、  
県知事の農地法第 5 条の許可を得て、造成まではしたのですが、その後、  
経済的な理由から住宅建設に至らなかったものです。この度、その宅地  
を譲り受けたいという方が現われたため、申請地を相続された息子さん  
が、県に「事業計画変更承認申請書」を提出すると同時に、新たに第 5  
条の申請を行うものです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え  
られます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

9 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、住宅地の一角で、南側と東側が道路、北側と西側が宅  
地となっています。

申請地の状況は、事務局から説明がありましたが、雑種地となってい  
ます。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては公共下水で処理します。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は図面南側です。  
周辺に農地はありません。  
境界については、既設構造物で確認できています。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら私から質問させていただきます。  
図面で車が4台停めれるようになっていますが、400㎡弱の土地にそれだけの台数を停めることができるのですか。

局長 120坪以上あるので問題なく入ると思います。  
わかりました。それと、この方は市外の住所ですが、市内に転入するということですか。

局次長 そうです。

議長 わかりました。  
他に質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第10号「現況証明願いについて」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局次長 今月の「現況証明願い」は1件です。  
議案第10号番号4について議案書をもとに説明いたします。  
30ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■kmに位置する第3種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は31ページをご覧ください。  
本件は、昭和51年頃、隣接の■■■■の土地を造成した際に、誤って農地転用の手続きを経ずに、共に埋め立てられたもので、平成20年頃からはセイタカアワダチソウや灌木が生い茂っています。今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
9番 現地の報告をさせていただきます。  
申請地は事務局から説明がありましたとおり、昭和51年頃に農地法の手続きを経ずに埋立て、雑種地化してしまったものです。  
周辺の状況は、北側が住宅、南側がアパートとなっています。  
申請地の状況は、草地となっています。

進入路は西側からで、水利関係は西側の水路です。

以上の事から、農地性はないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 10 号番号 4 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。

報告第 2 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。

33 ページをご覧ください。

届出地は、          から          へ約       k m に位置する第 3 種農地です。

届出内容は、下表のとおりです。

公図は 34 ページ、土地利用図等は 35 ページ、36 ページをご覧ください。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

現地の報告をさせていただきます。

                  地区になります。

登記は田となっていますが、現況は埋立済み、果樹耕作中でした。

そこに農地法の手続きを経ずに 39 m<sup>2</sup>のプレハブを設置してしまったため、この度申請を行うものです。

その他特に問題となることはありません。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 2 号番号 1 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。

報告第 3 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。

38 ページをご覧ください。

届出地は、          から          へ約       k m に位置する第 2 種農地です。

届出内容は、下表のとおりです。

公図は 39 ページ、土地利用図等は 40 ページをご覧ください。

事業終了後、原状回復されます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地の報告をさせていただきます。  
場所は、■■■■神社に向かう道路との交差点付近にあります。  
内容としては、公共工事に伴う資材置場です。  
申請地の状態は造成してあり、雑種地となっています。  
工事完了後は現況に復旧されます。  
雨水は道路側溝へ排水します。  
汚水の発生はありません。  
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
なければ私から質問ですが、これは公共下水工事ですか。

局次長 工業用水の送水管の工事です。

議長 許可前に着工しているのですか。

局長 県が施工する公共事業で通知をせずに着工するケースもあります。  
身近な例でいえば、■■■■地区で工業用水の試掘をすると思うのですが、その時も今回と同じようなことが起こり得るので注意しておいてください。

議長 分かりました。  
無いようでしたら報告第3号番号1は原案どおり処理いたします。  
次に、番号2について事務局の説明を求めます。

局次長 報告第3号番号2について議案書をもとに説明いたします。  
41 ページをご覧ください。  
届出地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第3種農地です。  
届出内容は、下表のとおりです。  
公図は42 ページ、土地利用図等は43 ページをご覧ください。  
事業終了後、原状回復されます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地は保全管理中の水田です。  
埋立を行い、公共工事のための仮駐車場として利用されます。  
法面の処理は土羽です。  
雨水処理に関しては農業用排水路に排水します。  
汚水に関しては発生しません。  
耕作中の農地が周辺に無いため、進入路等への影響はありません。  
こちらも工事完了後現況復旧されます。  
以上の事から特に問題ないと思います。

- 議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 3 号番号 2 は原案どおり処理いたします。  
次に、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。
- 局次長 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 3 の 1 件で、現契約を合意により解約するものです。  
ご審議の程お願いします。
- 議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 4 号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第 11 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 11 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」議案書をもとに説明いたします。  
この度、農業経営基盤強化促進法が改正され、本年 4 月 1 日に施行されましたが、これに伴い本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を変更する必要性が生じたので、同法施行規則第 2 条の規定により農業委員会に意見の照会がございました。  
変更の内容は、主に「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加、集積の目標の変更及び地域計画に関する事項の追加です。  
本日は、お手元に新旧対照表を配付していますので、後刻ご確認ください。
- 議長 何か質問はありませんか。  
新旧対照表を今見ただけではよくわからない方もいるかと思いますので事務局何か補足等あればお願いします。
- 局長 今回の農業経営基盤強化促進法の改正につきましては、主に地域計画の策定に関するものですので、この後開催する農地利用最適化会議の中で説明をいたしますし、質疑応答もお受けしようと思えます。  
なお、本件は法改正に伴う必須の改正ですので、そのための意見照会となっております。
- 議長 それでは、この後の最適会議で説明があるということですが、他に質問はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第 11 号は原案どおり承認することとします。  
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長 | 次回の現地調査は、10月5日(木)9時から、二井委員、森田委員でお願いします。

第4回総会は、10月13日(金)13時30分からで、会場は保健センター一集団指導室です。

議長 | 以上をもちまして第3回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時15分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

4番委員

---

議事録署名委員

5番委員

---